新旧対照表

○北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則

新	旧
（趣旨） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　投資額　工場、事業場その他の施設（以下「工場等」という。）の新設（第４条第１項に規定する新設をいう。同項を除き、以下同じ。）又は増設（第４条第２項に規定する増設をいう。同項を除き、以下同じ。）をするために必要な施設に対する投資額であって、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第６条第１号から第７号までに掲げる資産及び同条第８号ヌに掲げる資産（購入したものであり、かつ、道内で製作されたものに限る。）の取得価額の合計額をいう。 （２）　常用雇用者　事業者が雇用する従業者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。 ア～エ　略 （３）・（４）　略 （５）　研究員　次の各号のいずれかに該当する者であって、自然科学に関する研究に直接従事する常用雇用者をいう。 ア　学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第３項に規定する修士若しくは博士の学位又は同項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者 イ　学校教育法第104条第１項に規定する学士の学位を有する者であって、自然科学に関する研究に直接従事した職務経験が３年以上ある者 （６）・（７）　略 ２　略 第６条　略 ２・３　略 ４　立地計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （１）～（７）　略 （８）　企業立地に伴う地域貢献に関する事項	（趣旨） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　投資額　工場、事業場その他の施設（以下「工場等」という。）の新設（第４条第１項に規定する新設をいう。同項を除き、以下同じ。）又は増設（第４条第２項に規定する増設をいう。同項を除き、以下同じ。）をするために必要な施設に対する投資額であって、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第６条第１号から第７号までに掲げる資産及び同条第８号リに掲げる資産（購入したものであり、かつ、道内で製作されたものに限る。）の取得価額の合計額をいう。 （２）　常用雇用者　事業者が新たに雇用する従業者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。 ア～エ　略 （３）・（４）　略 （５）　研究員　次の各号のいずれかに該当する者であって、自然科学に関する研究に直接従事する常用雇用者をいう。 ア　学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第１項に規定する修士若しくは博士の学位又は同項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者 イ　学校教育法第104条第１項に規定する学士の学位を有する者であって、自然科学に関する研究に直接従事した職務経験が３年以上ある者 （６）・（７）　略 ２　略 第６条　略 ２・３　略 ４　立地計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （１）～（７）　略 （８）　企業立地に伴う地域貢献に関する事項（別表第１の類型Ｉの項対象業種（事業）の欄に定める自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業、電気・電子機器製造業、医薬品製造業、食関連産業、植物工場、新エネルギー供給業、新エネルギー関連製造業、データセンター事業、本社機能移転事業（設備投資）、自然科学研究所又は高度

新	旧
（９）～(11)　略 ５～７　略 （書類の経由等） 第20条　この章の規定により知事に提出する書類は、正本１通及び副本<u>１通</u>とし、すべて当該工場等の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長を経由しなければならない。	<u>物流関連事業に係る工場等の新設又は増設の場合に限る。）</u> （９）～(11)　略 ５～７　略 （書類の経由等） 第20条　この章の規定により知事に提出する書類は、正本１通及び副本<u>２通</u>とし、すべて当該工場等の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長を経由しなければならない。

別表第１（第３条、第６条、第７条関係）

類型	分野	対象業種(事業)	対象基準
類型Ⅰ	成長産業分野	自動車関連製造業（別表第３の１の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅰ」という。）。
		宇宙・航空機関連製造業（別表第３の２の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）（知事承認地域経済牽引事業であって、知事が特に必要と認めるものに限る。）	
		高機能素材・複合材料関連製造業（別表第３の３の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）（知事承認地域経済牽引事業であって、知事が特に必要と認めるものに限る。）	
		<u>半導体関連産業（別表第３の４の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）</u>	
		<u>電気・電子機器製造業（別表第</u>	ア　投資額が５億円以上であ

類型	分野	対象業種(事業)	対象基準
類型Ⅰ	成長産業分野	自動車関連製造業（別表第３の１の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅰ」という。）。
		宇宙・航空機関連製造業（別表第３の２の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）（知事承認地域経済牽引事業であって、知事が特に必要と認めるものに限る。）	
		高機能素材・複合材料関連製造業（別表第３の３の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）（知事承認地域経済牽引事業であって、知事が特に必要と認めるものに限る。）	
		（新設）	
		<u>電気・電子機器製造業（別表第</u>	ア　投資額が５億円以上であ

新		旧	
３の５の事項に掲げる業種のうち同表の４の事項に掲げる業種を除いたものをいう。次表において同じ。）	ること。	３の４の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	ること。
医薬品製造業	イ　雇用増が20人以上であること。	医薬品製造業	イ　雇用増が20人以上であること。
基盤技術産業（別表第３の６の事項に掲げる業種のうち同表の４の事項に掲げる業種を除いたものをいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅱ」という。）。 ア　投資額が2,500万円以上であること。 イ　雇用増が５人以上であること。	基盤技術産業（別表第３の５の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅱ」という。）。 ア　投資額が2,500万円以上であること。 イ　雇用増が５人以上であること。
食関連産業（別表第３の７の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除くものとし、植物工場を設置する場合にあっては、工業団地内及び工場適地内に限る。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅲ」という。）。	食関連産業（別表第３の６の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除くものとし、植物工場を設置する場合にあっては、工業団地内及び工場適地内に限る。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅲ」という。）。
植物工場（別表第３の８の事項に掲げる業種をいう。以下この表及び次表において同じ。）	ア　投資額が５億円以上であること。 イ　雇用増が20人以上であること。	植物工場（別表第３の７の事項に掲げる業種をいう。以下この表及び次表において同じ。）	ア　投資額が５億円以上であること。 イ　雇用増が20人以上であること。
新エネルギー供給業（別表第３の９の事項に掲げる業種をい	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合	新エネルギー供給業（別表第３の８の事項に掲げる業種をい	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合

新		旧	
う。次表において同じ。）	で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅳ」という。）。 ア　投資額が10億円以上であること。 イ　雇用増が１人以上であること。 ウ　市町村支援の対象であること。	う。次表において同じ。）	で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅳ」という。）。 ア　投資額が10億円以上であること。 イ　雇用増が１人以上であること。 ウ　市町村支援の対象であること。
新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業（別表第３の10の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅴ」という。）。 ア　投資額が５億円以上であること。 イ　雇用増が20人以上であること。	新エネルギー関連製造業（別表第３の９の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅴ」という。）。 ア　投資額が５億円以上であること。 イ　雇用増が20人以上であること。
データセンター事業（別表第３の11の事項に掲げる事業をいう。以下この表及び次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅵ」という。）。 ア　投資額が20億円以上であること。 イ　雇用増が５人以上であること。 ウ　再生可能エネルギー活用型データセンターであること。	データセンター事業（別表第３の10の事項に掲げる事業をいう。以下この表及び次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅵ」という。）。 ア　投資額が10億円以上であること。 イ　雇用増が５人以上であること。 （新設）

新					旧				
			本社機能移転事業（設備投資）	道内（札幌市の区域を除く。）に本社機能を有する事務所又は事業所の新設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅶ」という。）。 ア　投資額が１億円以上であること。 イ　雇用増が20人以上であること。				本社機能移転事業（設備投資）	道内（札幌市の区域を除く。）に本社機能を有する事務所又は事業所の新設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅶ」という。）。 ア　投資額が１億円以上であること。 イ　雇用増が20人以上であること。
			本社機能移転事業（賃借）	道内に本社機能を有する事務所又は事業所の新設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅷ」という。）。 ア　建物又は建物の部分を賃借して当該事務所又は事業所を設置するものであること。 イ　雇用増が20人（札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合にあっては、30人）以上であること。 ウ　当該事務所又は事業所の面積が300平方メートル以上であること。 エ　当該事務所又は事業所の設置に当たり省エネルギー又は新エネルギーの導入に				本社機能移転事業（賃借）	道内に本社機能を有する事務所又は事業所の新設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅷ」という。）。 ア　建物又は建物の部分を賃借して当該事務所又は事業所を設置するものであること。 イ　雇用増が20人（札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合にあっては、30人）以上であること。 ウ　当該事務所又は事業所の面積が300平方メートル以上であること。 エ　当該事務所又は事業所の設置に当たり省エネルギー又は新エネルギーの導入に

新					旧				
				積極的に取り組むこと。 オ　道外から道内に本社機能を移転することを公表すること。 カ　この規則に基づく他の助成の措置の対象とならないこと。				積極的に取り組むこと。 オ　道外から道内に本社機能を移転することを公表すること。 カ　この規則に基づく他の助成の措置の対象とならないこと。
		発展基盤施設分野	自然科学研究所（成長産業分野に関連する業種に限る。以下この表及び次表において同じ。）	道内に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅸ」という。）。 ア　投資額が10億円（工場等の増設をする場合にあっては、５億円）以上であること。 イ　研究員の雇用増が５人以上であること。		発展基盤施設分野	自然科学研究所（成長産業分野に関連する業種に限る。以下この表及び次表において同じ。）	道内に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅸ」という。）。 ア　投資額が10億円（工場等の増設をする場合にあっては、５億円）以上であること。 イ　研究員の雇用増が５人以上であること。
			高度物流関連事業（別表第３の12の事項に掲げる事業をいう。以下この表及び次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ｘ」という。）。 ア　投資額が20億円以上であること。 イ　雇用増が20人以上であること。			高度物流関連事業（別表第３の11の事項に掲げる事業をいう。以下この表及び次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ｘ」という。）。 ア　投資額が20億円以上であること。 イ　雇用増が20人以上であること。
類型Ⅱ	市町村連携促	製造業		次のいずれかに該当すること。	類型Ⅱ	市町村連携促	製造業		次のいずれかに該当すること。
		植物工場					植物工場		
		自然科学研究所					自然科学研究所		
		高度物流関連事業					高度物流関連事業		

新				旧			
進出分野	データセンター事業	ＩＴ産業（別表第３の13の事項に掲げる業種をいう。次表及び別表第４において同じ。）	ア　道内の工業団地内に製造業に係る工場等の新設若しくは増設をする場合又は道内の工業団地内若しくは工場適地内に植物工場の新設若しくは増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準XI」という。）。	進出分野	データセンター事業	ＩＴ産業（別表第３の12の事項に掲げる業種をいう。次表及び別表第４において同じ。）	ア　道内の工業団地内に製造業に係る工場等の新設若しくは増設をする場合又は道内の工業団地内若しくは工場適地内に植物工場の新設若しくは増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準XI」という。）。
		コールセンター事業（別表第３の14の事項に掲げる事業をいう。次表において同じ。）	（ア）　投資額が5,000万円以上であること。 （イ）　雇用増が３人（当該工場等又は植物工場と一体的に事業を行う施設を併設する場合にあっては、当該施設の常用雇用者２人までを含むことができる。）以上であること。 （ウ）　市町村が行う立地助成措置の対象であること。			コールセンター事業（別表第３の13の事項に掲げる事業をいう。次表において同じ。）	（ア）　投資額が5,000万円以上であること。 （イ）　雇用増が５人（当該工場等又は植物工場と一体的に事業を行う施設を併設する場合にあっては、当該施設の常用雇用者２人までを含むことができる。）以上であること。 （ウ）　市町村が行う立地助成措置の対象であること。
			イ　道内の特別対策地域内に工場等の新設若しくは増設をする場合又は道内の地域				イ　道内の特別対策地域内に工場等の新設若しくは増設をする場合又は道内の地域

新					旧				
				経済牽引事業促進法適用地域内に工場等の新設をする場合（札幌市の区域にあっては、特認事業者が工場等の新設をする場合に限る。）で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅻ」という。）。 （ア） 投資額が2,500万円以上であること。 （イ） 雇用増が３人（当該工場等と一体的に事業を行う施設を併設する場合にあっては、当該施設の常用雇用者２人までを含むことができる。）以上であること。 （ウ） 市町村が行う立地助成措置の対象であること。					経済牽引事業促進法適用地域内に工場等の新設をする場合（札幌市の区域にあっては、特認事業者が工場等の新設をする場合に限る。）で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅻ」という。）。 （ア） 投資額が2,500万円以上であること。 （イ） 雇用増が５人（当該工場等と一体的に事業を行う施設を併設する場合にあっては、当該施設の常用雇用者２人までを含むことができる。）以上であること。 （ウ） 市町村が行う立地助成措置の対象であること。

備考

１～３　略

４　この表において「工場適地」とは、工場立地法（昭和34年法律第24号）第３条第１項の工場立地調査簿に登載されている工場適地であって、札幌市の区域以外の区域にあるものをいう。

５　略

６　この表において「地域経済牽引事業促進法適用地域」とは、地域経済牽引事業促進法第４条第２項第１号に規定する促進区域であ

備考

１～３　略

４　この表において「工場適地」とは、工場立地法（昭和34年法律第24号）第２条第１項の工場適地の調査に基づき経済産業省が公表している工場適地一覧表に登載されている工場適地であって、札幌市の区域以外の区域にあるものをいう。

５　略

６　この表において「地域経済牽引事業促進法適用地域」とは、地域経済牽引事業促進法第４条第２項第１号に規定する促進区域をい

新	旧
って、知事が別に定める区域をいう。 7　略 8　この表において「再生可能エネルギー活用型データセンター」とは、データセンターのうち、当該データセンターで消費する電力の量に占める再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第２条第３項に規定する再生可能エネルギー源を利用して得られる電力の量の割合が100分の60以上であると知事が認めるものをいう。	う。 7　略 （新設）

別表第２（第12条関係）

類型	分野	対象業種（事業）及び基準	補助額	補助通算限度額
類型Ⅰ	成長産業分野	自動車関連製造業で、基準Ⅰに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額	20億円
		宇宙・航空機関連製造業で、基準Ⅰに該当するもの	ア　工場等の新設をする場合　投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の11、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の12）に相当する額（その額が次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じそれぞれ次の(ア)か	
		高機能素材・複合材料関連製造業で、基準Ⅰに該当するもの		

別表第２（第12条関係）

類型	分野	対象業種（事業）及び基準	補助額	補助通算限度額
類型Ⅰ	成長産業分野	自動車関連製造業で、基準Ⅰに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額	20億円
		宇宙・航空機関連製造業で、基準Ⅰに該当するもの	ア　工場等の新設をする場合　投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）に相当する額（その額が次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに定める額を超えるときは、当該(ア)から(ウ)までに定める額）	
		高機能素材・複合材料関連製造業で、基準Ⅰに該当するもの		

新							旧						
				ら(ウ)までに定める額を超えるときは、当該(ア)から(ウ)までに定める額） (ア)　雇用増が20人以上50人未満の場合　５億円 (イ)　雇用増が50人以上100人未満の場合　10億円 (ウ)　雇用増が100人以上の場合　15億円 イ　工場等の増設をする場合　投資額の100分の５（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の６、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の７）に相当する額（その額が５億円を超えるときは、５億円）						(ア)　雇用増が20人以上50人未満の場合　５億円 (イ)　雇用増が50人以上100人未満の場合　10億円 (ウ)　雇用増が100人以上の場合　15億円 イ　工場等の増設をする場合　投資額の100分の５（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の６）に相当する額（その額が５億円を超えるときは、５億円）		
			半導体関連産業で、基準Ｉに該当する	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額						（新設）	（新設）		

新						旧					
			もの	ア　工場等の新設をする場合　投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の11、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の12）に相当する額（その額が15億円を超えるときは、15億円） イ　工場等の増設をする場合　投資額の100分の５（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の６、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資								

新							旧						
				額の100分の７）に相当する額（その額が５億円を超えるときは、５億円）									
			電気・電子機器製造業で、基準Ⅰに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額	13億円					電気・電子機器製造業で、基準Ⅰに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額	13億円	
			医薬品製造業で、基準Ⅰに該当するもの	ア　工場等の新設をする場合　投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の11、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の12）に相当する額（その額が次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じそれぞれ次の(ア)又は(イ)に定める額を超えるときは、当該(ア)又は(イ)に定める額） （ア）　雇用増が20人以上50人未満の場合　５億円						医薬品製造業で、基準Ⅰに該当するもの	ア　工場等の新設をする場合　投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）に相当する額（その額が次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じそれぞれ次の(ア)又は(イ)に定める額を超えるときは、当該(ア)又は(イ)に定める額） （ア）　雇用増が20人以上50人未満の場合　５億円		

新						旧					
				（イ） 雇用増が50人以上の場合 10億円 イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の５（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の６、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の７）に相当する額（その額が３億円を超えるときは、３億円）							（イ） 雇用増が50人以上の場合 10億円 イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の５（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の６）に相当する額（その額が３億円を超えるときは、３億円）	
			基盤技術産業で、基準Ⅱに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額（その額が３億円を超えるときは、３億円） ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の11、環境					基盤技術産業で、基準Ⅱに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額（その額が３億円を超えるときは、３億円） ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）に相当する額	

新							旧						
				配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の12）に相当する額 イ　工場等の増設をする場合　投資額の100分の５（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の６、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の７）に相当する額							イ　工場等の増設をする場合　投資額の100分の５（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の６）に相当する額		
			食関連産業又は植物工場で、基準Ⅲに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア　工場等の新設をする場合　投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分	13億円					食関連産業又は植物工場で、基準Ⅲに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア　工場等の新設をする場合　投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）に相当する額（その額が10億円を超える	13億円	

新							旧						
				の11、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の12）に相当する額（その額が10億円を超えるときは、10億円） イ　工場等の増設をする場合　投資額の100分の５（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の６、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の７）に相当する額（その額が３億円を超えるときは、３億円）							ときは、10億円） イ　工場等の増設をする場合　投資額の100分の５（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の６）に相当する額（その額が３億円を超えるときは、３億円）		
			新エネルギー供給業で、基準Ⅳに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア　工場等の新設をする場合　投資額の100分の５（環境配慮型工場等	１億5,000万円					新エネルギー供給業で、基準Ⅳに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア　工場等の新設をする場合　投資額の100分の５（環境配慮型工場等	１億5,000万円	

新							旧						
			に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の６、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の７）に相当する額（その額が１億円を超えるときは、１億円） イ　工場等の増設をする場合　投資額の100分の2.5（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の3.5、環境配慮型工場等に該当し、かつ重点地域特例の場合にあっては投資額の100分の4.5）に相当する額（その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円）							に該当する場合にあっては、投資額の100分の６）に相当する額（その額が１億円を超えるときは、１億円） イ　工場等の増設をする場合　投資額の100分の2.5（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の3.5）に相当する額（その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円）		
			新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額	13億円					新エネルギー関連製造業で、基準Ｖに	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額	13億円	

新						旧					
			で、基準Ⅴに該当するもの	ア　工場等の新設をする場合投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の11、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の12）に相当する額（その額が10億円を超えるときは、10億円） イ　工場等の増設をする場合投資額の100分の５（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の６、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の７）に相当する額（その額が３億円を超えるとき					該当するもの	ア　工場等の新設をする場合投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）に相当する額（その額が10億円を超えるときは、10億円） イ　工場等の増設をする場合投資額の100分の５（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の６）に相当する額（その額が３億円を超えるときは、３億円）	

新			旧		
	は、３億円）				
データセンター事業で、基準Ⅵに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア　工場等の新設をする場合　投資額の100分の10（重点地域特例の場合にあっては、投資額の100分の11）に相当する額（その額が15億円を超えるときは、15億円） イ　工場等の増設をする場合　投資額の100分の５（重点地域特例の場合にあっては、投資額の100分の６）に相当する額（その額が５億円を超えるときは、５億円）	20億円	データセンター事業で、基準Ⅵに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア　工場等の新設をする場合　投資額の100分の10に相当する額（その額が３億円を超えるときは、３億円（対象施設が環境配慮型データセンター（投資額が20億円以上のものに限る。以下この項において同じ。）の場合であって、その額が５億円を超えるときは、５億円） イ　工場等の増設をする場合　投資額の100分の５に相当する額（その額が１億5,000万円を超えるときは、１億5,000万円（対象施設が環境配慮型データセンターの場合であって、その額が２億5,000万円を超えるときは、２億5,000万円）	４億5,000万円（対象施設が環境配慮型データセンターの場合にあっては、７億5,000万円）
本社機能移転事業（設備投資）で、基準Ⅶに該	投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場	―	本社機能移転事業（設備投資）で、基準Ⅶに該	投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の	―

新						旧					
			当するもの	合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の11、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の12）に相当する額（その額が１億円を超えるときは、１億円）					当するもの	100分の11）に相当する額（その額が１億円を超えるときは、１億円）	
			本社機能移転事業（賃借）で、基準Ⅷに該当するもの	前表の第４欄に定める本社機能移転事業（賃借）に係る雇用増の要件を満たした日の属する月の初日から起算して３年（札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合にあっては、１年）を経過する日までの間の賃料の２分の１に相当する額（その額が１年につき1,000万円を超えるときは、１年につき1,000万円）	―				本社機能移転事業（賃借）で、基準Ⅷに該当するもの	前表の第４欄に定める本社機能移転事業（賃借）に係る雇用増の要件を満たした日の属する月の初日から起算して３年（札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合にあっては、１年）を経過する日までの間の賃料の２分の１に相当する額（その額が１年につき1,000万円を超えるときは、１年につき1,000万円）	―
		発展基盤施設分野	自然科学研究所で、基準Ⅸに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア　工場等の新設をする場合　投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合	13億円			発展基盤施設分野	自然科学研究所で、基準Ⅸに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア　工場等の新設をする場合　投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の	13億円

新							旧						
				のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の11、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の12）に相当する額（その額が10億円を超えるときは、10億円） イ　工場等の増設をする場合　投資額の100分の５（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の６、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の７）に相当する額（その額が３億円を超えるときは、３億円）							100分の11）に相当する額（その額が10億円を超えるときは、10億円） イ　工場等の増設をする場合　投資額の100分の５（環境配慮型工場等にあっては、投資額の100分の６）に相当する額（その額が３億円を超えるときは、３億円）		
			高度物流関連事業で、基準Xに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額	６億5,000万円					高度物流関連事業で、基準Xに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額	６億5,000万円	

新	旧
ア　工場等の新設をする場合投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の11、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の12）に相当する額（その額が５億円を超えるときは、５億円）	ア　工場等の新設をする場合投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）に相当する額（その額が５億円を超えるときは、５億円）
イ　工場等の増設をする場合投資額の100分の５（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の６、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の７）に相当する額（その額が１億5,000	イ　工場等の増設をする場合投資額の100分の５（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の６）に相当する額（その額が１億5,000万円を超えるときは、１億5,000万円）

新						旧					
				万円を超えるときは、１億5,000万円）							
	類型Ⅱ	市町村連携促進分野	製造業又は植物工場で、基準XIに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア　工場等の新設をする場合　投資額の100分の８（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の９、環境配慮型工場等に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の10）に相当する額（その額が１億円を超えるときは、１億円） イ　工場等の増設をする場合　投資額の100分の４（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の５、環境配慮型工場等に該当する場合	３億円		類型Ⅱ	市町村連携促進分野	製造業又は植物工場で、基準XIに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア　工場等の新設をする場合　投資額の100分の８（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の９）に相当する額（その額が１億円を超えるときは、１億円） イ　工場等の増設をする場合　投資額の100分の４（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の５）に相当する額（その額が１億円を超えるときは、１億円）	３億円

新						旧					
				及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の６）に相当する額（その額が１億円を超えるときは、１億円）							
			製造業、自然科学研究所、高度物流関連事業、データセンター事業、ＩＴ産業又はコールセンター事業で、基準Ⅻに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア　工場等の新設をする場合　投資額の100分の４（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては投資額の100分の５、地域経済牽引事業促進法適用地域特例の場合にあっては投資額の100分の８、環境配慮型工場等に該当する場合及び地域経済牽引事業促進法適用地域特例の場合のいずれにも該当する場合又は重点地域特例の場合にあっては投資額の100分の９、環境配慮型工場に該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合	３億円				製造業、自然科学研究所、高度物流関連事業、データセンター事業、ＩＴ産業又はコールセンター事業で、基準Ⅻに該当するもの	次のア及びイに定める額の合計額と投資額とのいずれか低い額 ア　投資額の100分の４（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては投資額の100分の５、地域経済牽引事業促進法適用地域特例の場合にあっては投資額の100分の８、環境配慮型工場等に該当する場合であって地域経済牽引事業促進法適用地域特例のときにあっては投資額の100分の９）に相当する額（その額が１億円を超えるときは、１億円）	補助額の欄のアに定める補助額について、３億円	

新	旧
にあっては投資額の100分の10）に相当する額（その額が１億円を超えるときは、１億円） イ　工場等の増設をする場合　投資額の100分の４（環境配慮型工場等に該当する場合又は重点地域特例の場合のいずれかに該当する場合にあっては投資額の100分の５、環境配慮型工場等該当する場合及び重点地域特例の場合のいずれにも該当する場合にあっては投資額の100分の６）に相当する額（その額が１億円を超えるときは、１億円）	イ　雇用増から５人を差し引いた人数（当該人数が零を下回る場合は、零）に50万円を乗じて得た額（その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円）
備考 １　略 ２　この表において「重点地域特例」とは、地域経済牽引事業促進法第４条第２項第１号に規定する促進区域（前表の備考５に規定する特別対策地域（同表の備考５（２）に掲げる地域又は区域に限る。）内の区域に限る。）であって、知事が別に定める区域における工場等の新設又は増設をいう。 ３　この表において「地域経済牽引事業促進法適用地域特例」とは、地域経済牽引事業促進法第４条第２項第１号に規定する促進区域（前表の備考５に規定する特別対策地域内の区域に限る。）であって、知事が別に定める区域における工場等の新設をいう。	備考 １　略 （新設） ２　この表において「地域経済牽引事業促進法適用地域特例」とは、地域経済牽引事業促進法第４条第２項第１号に規定する促進区域（前表の備考６に規定する特別対策地域内の区域に限る。）における工場等の新設をいう。

新	旧
（削る）	3　この表において「環境配慮型データセンター」とは、自然エネルギー（雪氷、太陽光等を利用して得られる環境への負荷が少ないエネルギーをいう。）を活用することにより、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比して20パーセント以上低減する設備を有すると知事が認めるものをいう。
別表第３ 1　自動車関連製造業 自動車・同附属品製造業 2　宇宙・航空機関連製造業 1　航空機・同附属品製造業 2　その他の輸送用機械器具製造業（ロケット製造業（武器用を除く。）、ブースター製造業、人工衛星製造業、宇宙船製造業及び気象観測用バルン製造業に限るものとし、これらの製造業（ブースター製造業を除く。）において製造する飛しょう体に係る部分品、附属品及び補助装置等を製造する事業所を含む。） 3　高機能素材・複合材料関連製造業 1　製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業 2　パルプ製造業 3　紙製造業 4　加工紙製造業 5　化学肥料製造業 6　無機化学工業製品製造業 7　有機化学工業製品製造業 8　油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業 9　化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業 10　その他の化学工業 11　石油精製業 12　潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） 13　ガラス・同製品製造業 14　炭素・黒鉛製品製造業 15　研磨剤・同製品製造業 16　製鉄業 17　製鋼・製鋼圧延業 18　製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く。） 19　表面処理鋼材製造業 20　非鉄金属第一次製錬・精製業 21　非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。） 22　非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出	別表第３ 1　自動車関連製造業 自動車・同附属品製造業 2　宇宙・航空機関連製造業 1　航空機・同附属品製造業 2　その他の輸送用機械器具製造業（ロケット製造業（武器用を除く。）、ブースター製造業、人工衛星製造業、宇宙船製造業及び気象観測用バルン製造業に限るものとし、これらの製造業（ブースター製造業を除く。）において製造する飛しょう体に係る部分品、附属品及び補助装置等を製造する事業所を含む。） 3　高機能素材・複合材料関連製造業 1　製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業 2　パルプ製造業 3　紙製造業 4　加工紙製造業 5　化学肥料製造業 6　無機化学工業製品製造業 7　有機化学工業製品製造業 8　油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業 9　化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業 10　その他の化学工業 11　石油精製業 12　潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） 13　ガラス・同製品製造業 14　炭素・黒鉛製品製造業 15　研磨剤・同製品製造業 16　製鉄業 17　製鋼・製鋼圧延業 18　製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く。） 19　表面処理鋼材製造業 20　非鉄金属第一次製錬・精製業 21　非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。） 22　非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出

新	旧
しを含む。）	しを含む。）
4　半導体関連産業 次に掲げる事業をいう。 （1）　半導体の製造に関連する事業であって、次の業種のいずれかに該当するもの 1　半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 2　その他の生産用機械・同部分品製造業 3　電子デバイス製造業 4　電子部品製造業 5　記録メディア製造業 6　電子回路製造業 7　ユニット部品製造業 8　その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 9　電子応用装置製造業 10　その他の電気機械器具製造業 11　通信機械器具・同関連機械器具製造業 12　電子計算機・同附属装置製造業 （2）（1）の事業に付随して行う回路・レイアウトの設計の業務に係る事業	（新設）
5　電気・電子機器製造業 1　計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 2　電子デバイス製造業 3　電子部品製造業 4　記録メディア製造業 5　電子回路製造業 6　ユニット部品製造業 7　その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 8　発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 9　産業用電気機械器具製造業 10　電球・電気照明器具製造業 11　電池製造業 12　電子応用装置製造業 13　電気計測器製造業 14　その他の電気機械器具製造業 15　通信機械器具・同関連機械器具製造業 16　映像・音響機械器具製造業 17　電子計算機・同附属装置製造業	4　電気・電子機器製造業 1　計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 2　電子デバイス製造業 3　電子部品製造業 4　記録メディア製造業 5　電子回路製造業 6　ユニット部品製造業 7　その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 8　発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 9　産業用電気機械器具製造業 10　電球・電気照明器具製造業 11　電池製造業 12　電子応用装置製造業 13　電気計測器製造業 14　その他の電気機械器具製造業 15　通信機械器具・同関連機械器具製造業 16　映像・音響機械器具製造業 17　電子計算機・同附属装置製造業
6　基盤技術産業 1　工業用プラスチック製品製造業 2　鉄素形材製造業 3　非鉄金属素形材製造業 4　金属素形材製品製造業	5　基盤技術産業 1　工業用プラスチック製品製造業 2　鉄素形材製造業 3　非鉄金属素形材製造業 4　金属素形材製品製造業

新	旧
5　金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く。） 6　基礎素材産業用機械製造業 7　金属加工機械製造業 8　半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 9　その他の生産用機械・同部分品製造業	5　金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く。） 6　基礎素材産業用機械製造業 7　金属加工機械製造業 8　半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 9　その他の生産用機械・同部分品製造業
7　食関連産業 1　食料品製造業 2　飲料・たばこ・飼料製造業 3　一般産業用機械・装置製造業（1又は2に関連する業種に限る。） 4　農業用機械製造業（農業用器具を除く。）（1又は2に関連する業種に限る。） 5　生活関連産業用機械製造業（1又は2に関連する業種に限る。）	6　食関連産業 1　食料品製造業 2　飲料・たばこ・飼料製造業 3　一般産業用機械・装置製造業（1又は2に関連する業種に限る。） 4　農業用機械製造業（農業用器具を除く。）（1又は2に関連する業種に限る。） 5　生活関連産業用機械製造業（1又は2に関連する業種に限る。）
8　植物工場 施設内で、植物の生育に必要な環境を人工的に制御し、季節に関係なく養液栽培により野菜等の植物を連続的に生産するシステムを有する施設で、省エネルギー又は新エネルギーの活用のために先進的な設備を導入していると知事が認めるものをいう。	7　植物工場 施設内で、植物の生育に必要な環境を人工的に制御し、季節に関係なく養液栽培により野菜等の植物を連続的に生産するシステムを有する施設で、省エネルギー又は新エネルギーの活用のために先進的な設備を導入していると知事が認めるものをいう。
9　新エネルギー供給業 太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）（以下この表において「太陽光等」という。）をエネルギー源とした発電事業（事業者が道内に本店を設置して行うものに限る。以下この事項において同じ。）をいう。ただし、太陽光をエネルギー源とした発電事業については、知事が特に必要と認めるものに限る。	8　新エネルギー供給業 太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）（以下この表において「太陽光等」という。）をエネルギー源とした発電事業（事業者が道内に本店を設置して行うものに限る。以下この事項において同じ。）をいう。ただし、太陽光をエネルギー源とした発電事業については、知事が特に必要と認めるものに限る。
（削る）	9　新エネルギー関連製造業 太陽光等をエネルギー源とした発電事業の用に供する部品等を製造する事業であって、次の業種のいずれかに該当するものをいう。 1　発泡・強化プラスチック製品製造業 2　暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業 3　ボイラ・原動機製造業 4　一般産業用機械・装置製造業
10　新エネルギー・脱炭素燃料関連製造業 （1）　太陽光等をエネルギー源とした発電事業の用に供する部品等を製造する事業であって次の業種のいずれかに該当するも	（新設）

新	旧
のをいう。 1　発泡・強化プラスチック製品製造業 2　暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業 3　ボイラ・原動機製造業 4　一般産業用機械・装置製造業 （2）　次に掲げる業務に係る事業 ア　電線・ケーブル製造業であって、海底直流送電（海底ケーブルを用いた直流の送電）に関連する業務 イ　基礎素材産業用機械製造業であって、水素等の脱炭素燃料の製造に関連する業務 ウ　船舶製造・修理業、舶用機関製造業であって、電気及び水素等の脱炭素燃料の運搬等に関連する業務	
11　データセンター事業 自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）をいう。	10　データセンター事業 自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）をいう。
12　高度物流関連事業 次に掲げる要件のいずれも満たす施設において行う荷さばき、保管、加工その他の事業（別表第１及び前表の類型Ｉの項の成長産業分野に関連する事業に限る。）をいう。 （1）　容積が5,000m³以上の一類倉庫（倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第３条の４第１項に規定する一類倉庫をいう。）、二類倉庫（同令第３条の５第１項に規定する二類倉庫をいう。）、三類倉庫（同令第３条の６第１項に規定する三類倉庫をいう。）、貯蔵槽倉庫（同令第３条の９第１項に規定する貯蔵槽倉庫をいう。）若しくは危険品倉庫（同令第３条の10第１項に規定する危険品倉庫をいい、半導体製造に関連するものに限る。）又は容積が3,000m³以上の冷蔵倉庫（同令第３条の11第１項に規定する冷蔵倉庫をいい、食料品の温度の管理の用に供するものに限る。）を有する施設	11　高度物流関連事業 次に掲げる要件のいずれも満たす施設において行う荷さばき、保管、加工その他の事業（別表第１及び前表の類型Ｉの項の成長産業分野に関連する事業に限る。）をいう。 （1）　容積が5,000m³以上の一類倉庫（倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第３条の４第１項に規定する一類倉庫をいう。）、二類倉庫（同令第３条の５第１項に規定する二類倉庫をいう。）、三類倉庫（同令第３条の６第１項に規定する三類倉庫をいう。）若しくは貯蔵槽倉庫（同令第３条の９第１項に規定する貯蔵槽倉庫をいう。）又は容積が3,000m³以上の冷蔵倉庫（同令第３条の11第１項に規定する冷蔵倉庫をいい、食料品の温度の管理の用に供するものに限る。）を有する施設
（2）～（5）　（略）	（2）～（5）　（略）
13　ＩＴ産業 1　ソフトウェア業 2　情報処理・提供サービス業 3　インターネット附随サービス業	12　ＩＴ産業 1　ソフトウェア業 2　情報処理・提供サービス業 3　インターネット附随サービス業

新	旧
14　コールセンター事業 次に掲げる業務に係る事業をいう。 （１）　電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であって、次に掲げるもの ア　商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務 イ　新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務 （２）　（１）の業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務 備考　１から７まで、10及び13に掲げる業種は、日本標準産業分類による。	13　コールセンター事業 次に掲げる業務に係る事業をいう。 （１）　電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であって、次に掲げるもの ア　商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務 イ　新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務 （２）　（１）の業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務 備考　１から６まで、９及び12に掲げる業種は、日本標準産業分類による。